

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

固定資産税の対象となる償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告していただくことになっています（地方税法第383条）。

この手引等を参考のうえ、申告書のご提出をお願いします。

提出期限 令和8年2月2日（月）

申告書提出先 及び 問い合わせ先	糸魚川市役所 市民課 固定資産税係（1階） 〒941-8501 糸魚川市一の宮1丁目2番5号 電話 025-552-1511（内線2147, 2148） 能生事務所 住民係 電話 025-566-3111 青海事務所 住民係 電話 025-562-2260
------------------------	--

提出方法	(1) 郵送 受付印を押印した申告書の控えが必要な場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。 (2) 上記記載の窓口へ持参 (3) 電子申告（地方税ポータルシステム：eLTAX） eLTAX（エルタックス）により、申告データを送信していただく方法です。 eLTAXの利用、登録等の詳しい情報は地方税共同機構のホームページ (https://www.eltax.lta.go.jp/) をご覧ください。
------	---

目 次

1 償却資産とは	1
2 建築設備における家屋と償却資産の区分	2
3 申告の対象となる資産	3
4 申告の対象とならない資産	3
5 償却資産の申告対象となる特殊自動車	4
6 申告していただく方	4
7 提出する書類	4
8 固定資産税と国税（法人税・所得税）の主な違い	5
9 マイナンバーの取扱いについて	5
10 課税標準の特例、非課税及び減免について	6
11 調査協力のお願い	6
申告書記載例・明細書記載例・電子申告（eLTAX）の留意点	7~10



1 債却資産とは

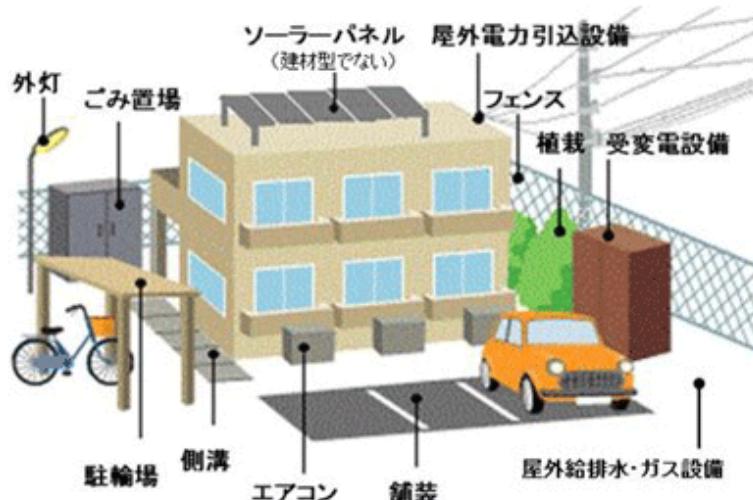
固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。

「事業用の資産」とは、所有者が自己の事業のために使用している資産だけでなく、事業として他人に貸付する資産も含みます。

具体的には、法人や個人で会社や工場、商店などを経営している方や店舗、駐車場等の不動産賃貸業を営んでいる方が、その事業のために使用している構築物、機械、工具、備品などをことをいいます。

【償却資産の種類と具体例】

資産の種類		主な資産の名称
1 構 築 物	構築物	舗装路面、広告塔、門・塀・緑化施設等の外構工事、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、給排水設備、冷暖房設備、衛生設備等の建築設備のうち、償却資産として取り扱うもの
		賃借人（テナント）が貸ビル、貸店舗等に施工した内装、造作等（2ページ参照）
2	機械及び装置	製造機械設備、工作設備、印刷機械等の産業用機械及び装置類 ブルドーザー等の大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09 及び 000～099」）
3	船舶	漁船、釣船、モーターべート、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が「9、90～99 及び 900～999」）、貨車、客車等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除く。
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容・美容機器、LAN設備、応接セット、自動販売機、映像音響機器、室内装飾品、取付工具等、各種工具等



2 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、空調設備、給排水設備等の建築設備（家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税では内容により、家屋と償却資産に区分して評価しています。

«家屋と設備等の所有者が同じ場合»

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。次表の「家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。

«家屋と設備等の所有者が異なる場合»

賃借人（テナント）等が取り付けた内装、造作及び建築設備等については、地方税法第343条第10項により、賃借人等が償却資産として申告してください。

この場合、次表で「家屋に含めるもの」に記載された設備も申告対象です。

【家屋と償却資産の区分表】（家屋の所有者と設備の所有者が同じ場合）

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式（配線・配管を含む。）	-
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備（配線・配管を含む。）	-
	動力配線設備	工場用又は業務用動力配線設備	左記以外の屋内配線
	中央監視制御装置	装置一式（配線・配管を含む。）	-
	照明設備	ネオンサイン、スポットライト、外灯	屋内照明設備、分電盤
	電話設備	電話機、交換機等の装置	配線及び配管
	拡声設備	マイクロホン等の機器類	配線及び配管
空調設備	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・機器類	配線及び配管
		ルームエアコン	家屋と一体の設備（埋込式）
消火設備	屋内消火栓設備	ホース及びノズル、消火器	消火栓等の設備
給排水設備	給排水設備	井戸、独立高架水槽、屋外給排水配管、生産事業用設備	屋内の設備（揚水・排水ポンプ、止水栓、給水栓配水管、高架水槽）
給湯設備	局所式給湯法	湯沸器、貯湯槽、ボイラー	-
	中央式給湯法	独立煙突及び煙道、ボイラー（事業用）	貯湯槽、配管
運搬設備		ベルトコンベア	家屋と一体の設備一式（エレベーター等）
その他設備	衛生設備	浄化槽	浴槽設備
	間仕切り	設置、移動、撤去ができるもの	家屋と一体で取外し困難なもの
	厨房設備	顧客の求めに応じて調理するための厨房設備（飲食店、旅館、病院等）	左記以外

※ 上の表は一般的な設備について例示したものです。特殊な設備では異なる場合があります。

3 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在で、事業の用に供することができる資産のうち、以下の要件に当てはまる資産が申告の対象になります。

(1) 土地、家屋以外の有形固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

«注意» 次のような資産も申告の対象になります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以後に取得された資産で、1月1日（賦課期日）までに固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていないが、減価償却が可能な資産）
- ④ 償却済資産（減価償却を終えているが、事業の用に供することができる資産）
- ⑤ 遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼動していない資産）
- ⑦ 借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様である資産
- ⑧ 福利厚生施設、社員研修施設等に係る資産
- ⑨ 清算中の法人が所有する償却資産のうち、清算事務の用に供されている資産及び他人に貸付している資産

(2) 耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円（取得時期によっては20万円）以上の資産

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
個人	H11.1.1 以降	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人	H10.4.1 以降	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
			減価償却	申告対象

※ 中小企業者などが、租税特別措置法を適用して損金算入した取得価額30万円未満の減価償却資産については、固定資産税の申告対象になります。

4 申告の対象とならない資産

次の資産は、固定資産税の対象にならないため、申告は不要です。

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産（例：小型フォークリフト）
- ② 無形固定資産（例：特許権、漁業権、ソフトウェア）
- ③ 繰延資産（例：開業費）
- ④ 少額資産など（上部記載の「3 申告の対象となる資産（2）」の表を参照）

5 償却資産の申告対象となる特殊自動車

特殊自動車（農耕作業用自動車を除く。）は、車両の大きさと最高速度によって小型・大型に分類されます。このうち大型特殊自動車は、償却資産の申告の対象となります。ナンバープレートの有無にかかわらず、全て申告してください。

種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
一般用 ・建設用	フォークリフト、ショベルローダー（バックホウなど）、タイヤローラ、ロードローラ、ロータリ除雪自動車等	下の項目に一つでも該当する場合 ①車両の長さが 4.7m を超えるもの ②車両の幅が 1.7m を超えるもの ③車両の高さが 2.8m を超えるもの ④最高速度が 15 km/h を超えるもの
農耕作業用	乗用田植機、農耕トラクタ、薬剤散布車、コンバイン等	最高速度が 35 km/h 以上のもの ※長さ・高さ・総排気量の基準なし
※ 上記の大型特殊自動車の要件に当てはまらないものは「小型特殊自動車」に該当し、軽自動車税の課税対象となりますので、償却資産の申告対象外となります。		

【農耕作業用自動車のアタッチメントについて】

農耕作業用自動車に取り付けて用をなす機械装置（アタッチメント）については、自動車本体と一体で使用されるため、農耕作業用自動車と機械装置の所有者が異なる場合は、償却資産の申告が必要です。

農耕作業用自動車（小型特殊自動車）	アタッチメントの申告
自己所有	不要
自己所有以外（借用等）	必要

6 申告していただく方

令和8年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

廃業、解散、転出された場合も償却資産申告書の右下備考欄にその旨を記入して申告してください。また、資産の増減がない方も申告書の提出をお願いします。

7 提出する書類

【前年度までに申告されている方】

申告者の区分	提出書類（○）		申告書の備考欄・留意事項
	償却資産 申告書	種類別明細書	
資産の異動がある方 (増加、減少、訂正等)	○	○	種類別明細書に記入してください。
資産の異動がない方	○	○	「変更なし」と記入してください。
申告すべき資産がない方	○		「該当資産なし」と記入してください。
事業をやめた方（廃業、解散、転出等）	○	○	「廃業」や「解散」等と記載し、異動年月日を記入してください。 (例：廃業 令和7年5月31日)

【初めて申告される方】

申告者の区分	提出書類 (○)		申告書の備考欄・留意事項
	償却資産 申告書	種類別明細書	
申告する資産がある方	○	○	種類別明細書に全ての資産を記入してください。
申告する資産がない方	○	斜線	「該当資産なし」と記入してください。

【電算処理により申告される方】

申告者の区分	提出書類 (○)		申告書の備考欄・留意事項
	償却資産 申告書	種類別明細書	
自社電算処理方式により申告する方	○	○	全ての資産について評価額を算定し、全資産の明細を添付してください。

8 固定資産税と国税（法人税・所得税）の主な違い

項目	固定資産税	国税（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法（法人税法等の旧定率法で用いる償却率と同様）	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算評価）

9 マイナンバーの取扱いについて

申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）については、番号法に定める本人確認が必要となりますので、申告の際には以下の本人確認資料をお持ちください。郵送の場合には本人確認資料の写しの添付をお願いします。なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく際は確認資料の添付は不要です。

【本人が申告書を提出する場合（例）】 ①又は②をご提示ください。

- ① 本人の個人番号カード
- ② 運転免許証、パスポートなどの顔写真付身分証明書

【代理人が申告書を提出する場合（例）】 ③、④をご提示し、⑤はご提出ください。

- ③ 本人の個人番号カード（両面）の写し
- ④ 代理人の運転免許証などの顔写真付身分証明書
- ⑤ 本人からの委任状

10 課税標準の特例、非課税及び減免について

(1) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます（先端設備、内航船舶など）。該当する資産がある場合は、種類別明細書の摘要欄に明記してください。次表をご参照ください。

(2) 非課税となる資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります（社会福祉法人の保育施設・障害者施設、宗教法人の宗教施設、学校法人の教育施設等で使用する資産など）。

(3) 固定資産税の減免

糸魚川市市税条例第57条に規定する要件を満たす場合に、固定資産税が減免される場合があります（災害による被害など）。

【課税標準の特例の一例】

適用条項 (地方税法)	資産の種類	取得時期	特例率	添付書類 (初回のみ必要※)
附則第15条 第43項	先端設備等導入計画 に基づき導入した先 端設備	(賃上げ表明なし) R5.4.1～ R7.3.31	最初の3年度 1/2	・先端設備等導入計画に係る認定 申請書及び認定書の写し
		(賃上げ表明あり) R5.4.1～ R6.3.31	最初の5年度 1/3	・先端設備等に係る投資計画に關 する確認書の写し（確認書は認 定支援機関より取得してください。）
		(賃上げ表明あり) R6.4.1～ R7.3.31	最初の4年度 1/3	※賃上げ方針を表明した場合は、 表明したことがわかるもの ※リース会社が特例の届出をする 場合、上記に加え以下の書類を 提出してください。
		(賃上げ表明あり) R7.4.1～ R9.3.31	最初の3年度 1/2 または 最初の5年度 1/4	・リース契約書の写し ・公益社団法人リース事業協会が 確認した固定資産税軽減額計算 書の写し

※ 添付書類は、新規で特例の適用を受ける年にご提出ください（2年度目以降は添付不要です）。

11 調査協力のお願い

糸魚川市では、提出いただいた申告内容を確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づく実地調査や、電話等による照会をさせていただく場合がありますので、ご協力ををお願いします。

なお、調査等に伴い、申告誤りや申告漏れ等が判明した場合、修正申告をお願いすることができます。資産を取得された年の翌年度（最大5年度分）まで遡及する場合もありますので、ご承知おきください。

【申告書記載例】

受付印		令和 年 月 日		令和 8 年度		個人番号又は法人番号を記入してください。(右詰めでお願いします。)		該当する項目に○を付けてください。	
糸魚川市長 殿		償却資産申告書(償却資産課税台帳)						※ 所有者コード	
所 有 者	(ふりがな) 1 住 所 又は納税通 知書送達先		〒941-0056 糸魚川市一の宮1丁目2番5号 (電話 025-552-1511)		個人の場合は事業主名と屋号の 欄に通称名(商店名・船名等)を 記入してください。		8 短縮耐用年数の承認 有・無		
	(ふりがな) 2 氏 名 法人にあっては その名称及び代 表者の氏名		株式会社 糸魚川製作所 代表取締役 糸魚川 太郎 (屋号)		4 事業種目 (資本金等の額) 10 総合工事業 百万		9 増加償却の届出 有・無		
資産の種類		取 得 価 額						11 非課税該当資産 有・無	
		前年に取得したもの (イ)		前年中に減少したもの (ロ)		前年中に取得したもの (ハ)		12 特例償却又は圧縮記帳 有・無	
1 構築物	十億 8 502 千 000	十億 3 102 百万 000	十億 6 180 百万 000	十億 11 580 千 000	13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法				
2 機械及び装 置	57 420 千 000	令和7年中(R7.1.2～R 8.1.1)に減少した資産 の取得価額を資産種 類別に合計し記入して ください。		57 420 千 000	14 青色申告 有・無				
3 船 舶	令和7年度申告書の 取得価額を記入して ください。		令和7年中(R7.1.2～R 8.1.1)に取得した資 産の取得価額を資産種 類別に合計し記入して ください。		必要事項を記入して下さい。				
4 航 空 機	令和8年1月1日現在 に所有される資産の取 得価額の合計額とな ります。				① 糸魚川市大字青海4648番地11 における事業所 等資産の所在地				
5 車両及び運 搬具					② 糸魚川市内の資産の所在地を 記入してください。				
6 工具、器具及 び備品	1 560 千 000	230 千 000	1 070 千 000	2 400 千 000	③				
7 合 計	67 482 千 000	3 332 千 000	7 250 千 000	71 400 千 000	16 借 用 資 産 有・無) 貸主の名称等 糸魚川市大字能生1941-2 いといがわリース㈱				
資産の種類		評 価 額 (木)		※ 決 定 価 格 (ヘ)		※ 課 税 標 準 額 (ト)		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借 家	
1 構築物	十億 千 円	十億 千 円	十億 千 円	十億 千 円	十億 千 円	十億 千 円	十億 千 円	18 備考 (添付書類等)	
2 機械及び装 置	不明の場合は記入の 必要はありません。		市が記入します。		※電算等により全資産申告をされる場合は 記入してください。		名称・住所変更、事業廃止などの変更等がある場合はその内容と 日付を記入してください。 また、資産の異動がない場合は「変更なし」と記入してください。		
3 船 舶									
4 航 空 機									
5 車両及び運 搬具									
6 工具、器具及 び備品									
7 合 計									

【明細書記載例】

※同封の種類別明細書は、前年度申告いただいた内訳です。

1 増加資産 (令和7年中に取得した資産)

「※削除」は誤って申告した資産を削除する場合の異動区分です。

所有者コード				行政区		令和 年度 種類別明細書												所有者名		頁
																		株式会社 糸魚川製作所		1/1
異動区分	行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等			数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価格	課税標準の特例	課税標準額	減少区分	摘要				
				増加	訂正	減少											※削除	年号	年	月
①	1	2	3	4	1	1	1	1	5	6	3	1386000	10	1	2	新規				
①	1	2	3	4	2	3	3	1	5	6	7	25500000	7	1/2	1	2	特例			
①	1	2	3	4	3	6	6	1	5	3	9	320000	4	1	2	申告漏れ				

①増加の場合は、異動区分1に○印を付けてください。

②該当する資産の種類番号(1~6)を記入してください。

1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具・器具及び備品

③資産の名称を記入してください。

④資産の数量を記入してください。

⑤資産の取得年月を記入してください。
※年号
昭和：3
平成：4
令和：5

⑥当該資産を取得するために支出した金額を記入してください。
なお、改良費等の支出は、本体部と区別して記入してください。
また、圧縮記帳されている資産については圧縮記帳前の

⑦減価償却資産の法定耐用年数(大蔵省令)を記入してください。

⑧増加理由を記入してください。

∞

2 訂正

記載用紙：種類別明細書

記載されている内容に訂正がある場合は、

- 1)訂正箇所を2本線で抹消し、その該当上欄に正しい名称、数値等を記入してください。
- 2)また、右端の摘要欄に理由等を記入してください。

異動区分				行番号		資産の種類			資産コード		資産の名称等			数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価格	課税標準の特例	課税標準額	減少区分	摘要
増加	訂正	減少	※削除	1	2	3	4	1	2	111	天井走行クレーン	1	4										
①	1	2	3	4	1	2	1	2	2	112	骨材輸送設備	1	4	7	1	十億	五百	九	〇九二〇〇〇	6	1	2	耐用年数申告誤り
①	1	2	3	4	2	2	1	2	2	113	電気動力設備 電気設備	1	4	7	1	十億	五百	九	〇九〇〇〦〦	6	1	2	金額訂正
①	1	2	3	4	3	2	1	2	2	113	電気動力設備 電気設備	1	4	7	1	十億	五百	九	〇九二〇〇〇	6	1	2	名称誤り

①訂正の場合は、異動区分2に○印を付けてください。

②訂正箇所の上欄に正しい内容を記入してください。

③訂正理由を記入してください。

3 減少(全部・一部)

記載用紙:種類別明細書

※令和7年1月2日から令和8年1月1日までに、廃棄・売却等で減少した資産を記入してください。
(使用中の資産は、減価償却済みであっても減少資産の対象外ですのでご注意ください。)

<注意>一部減少の場合は、実際に減少した数量・取得価額を記入してください。

例)2台で546,000円(220,000円+326,000円)で取得したエアーコンプレッサーのうち、220,000円の方を廃棄した場合(下の記載例2行目)

増加	訂正	減少	※削除	行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価格	課税標準額		減少区分	摘要
									年号	年	月					率	コード		
1	2	3	4	1	2	33	試験用圧縮機	1	1	4	4	2	十億:百万:千:円 80,000	6		十億:百万:千:円 /	十億:百万:千:円 /	1:全部 2:一部	④ 売却
1	2	3	4	2	2	34	エアーコンプレッサー	1	1	3	55	7	十億:百万:千:円 220,000	6		十億:百万:千:円 /	十億:百万:千:円 /	1:全部 2:一部	④ 一部廃棄

①減少の場合は、異動区分3に○印を付けてください。

②一部減少の場合は、減少した内容を上欄に記入してください。
例:220,000円のエアーコンプレッサーを1台廃棄した場合

③該当する減少区分
(全部減少は1、一部減少は2)

④減少理由を記入してください。

4 削除

記載用紙:種類別明細書

「削除」は、誤って申告した資産を削除する場合の異動区分です。
※廃棄・売却等は異動区分3の「減少」となります。

増加	訂正	減少	※削除	行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価格	課税標準額		減少区分	摘要
									年号	年	月					率	コード		
1	2	3	4	1	6	2	コピー機	1	4	20	2	十億:百万:千:円 500,000	5		十億:百万:千:円 /	十億:百万:千:円 /	1:全部 2:一部	② 申告誤り	
1	2	3	4	2	6	10	自動販売機	1	4	21	7	十億:百万:千:円 1,080,000	5		十億:百万:千:円 /	十億:百万:千:円 /	1:全部 2:一部	② リース資産	

①削除の場合は、異動区分4に○印を付けてください。
②摘要欄に削除理由を記入してください。

■電子申告(eLTAX)の留意点

□の部分が、電子申告システムから当市電算システムへの取込対象項目です。

資産の種類・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数は必須項目であり、未入力だと電算システムへの取り込みができません。必ず入力してください。

※減価残存率・価額・課税標準額については、申告内容値ではなく、電算システムにより再計算された値を取り込みます。

入力のお願い

次の①②は当市電算システムで再計算する際に必要なため、該当する場合は、お手数ですが入力をお願いします。

① 課税標準の特例に該当する場合

船舶など、課税標準の特例に該当する場合は特例率を入力してください。

※6ページの「主な課税標準の特例(一部抜粋)」をご参照ください。

② 税制改正による耐用年数の変更があった場合

平成20年度税制改正による耐用年数の変更があった資産については、摘要欄に変更前の耐用年数と適用終了年度を入力してください。

(例) 変更前の耐用年数:11年／適用終了年度:平成20年(平成21年に15年へ変更)の場合(下の記載例2行目)

平成20年度税制改正による耐用年数の変更があった資産は、全角で入力してください。

【入力例】

変更前の耐用年数:11年

上記耐用年数の適用終了:平成20年

※平成21年から変更後の耐用年数が適用されます。

10

種類別明細書(増加資産・全資産用)																				
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	(イ)耐用年数	(ロ)減価残存率	(ハ)価額	所有者名		※課税標準の特例率	※課税標準額コード	増加事由	摘要				
					年号	年					所有者名									
					年	月					所有者名									
異動	1	100000001	アスファルト舗装工事	1	4	3	6	1,386,000	10	0.794	69,300	69,300	69,300							
異動	2	200000002	半自動溶接機	1	4	19	6	700,000	15	0.858	343,316	343,316	343,316	②	11/420					
異動	3	200000004	巻線機	1	4	27	10	8,900,000	7	0.72	7,654,000	7,654,000	7,654,000	1						
異動	4	300000005	船舶	1	4	12	3	45,200,000	6	0.681	2,260,000	102	1,130,000	①						

取得年号は数字で入力してください。
【入力例】昭和:3、平成:4、令和:5

課税標準の特例に該当する場合は、特例率を入力してください。
【入力例】特例率 1/2 ⇒ 102